

みどり青申

第88号



一般社団法人

みどり青色申告会

会長 平野 稔

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17
TEL 045-989-5011
FAX 045-989-5022
予約TEL 050-3719-5607



あおいろくん

e-mail : midori-aoiro@nifty.com

ホームページ : 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



新年のご挨拶



一般社団法人 みどり青色申告会
会長 平野 稔

令和4年、明けましておめでとうございます。

昨年も新型コロナの影響により一年遅れのオリ・パラも有料観客者ゼロという前代未聞の開催となりました。当会においても、同様の対策として確定申告期に完全予約制を採用いたしました。令和3年分の確定申告も3密を避け、待ち合いのない中で引き続き実施して参りますので、早期提出とあわせてご協力の程お願い申し上げます。

さて、昨年10月より適格請求書保存方式(インボイス制度)による事業者登録が既に開始されておりますが、会員の皆様に必要な情報を提供できるよう、来年度早々に研修会を開催致しますので、ご参加ください。

個人事業者の税制については今後も大きな変更が予想されており、今年も緑税務署、地方公共団体、友誼団体の皆様に更なるご支援を頂くこととなります。宜しくお願い致します。

会員の皆様のこの一年のご健勝とご事業の発展を祈念申し上げます。



緑税務署
署長 森脇 浩

令和4年の念頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平野会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、日頃から租税教室などの社会貢献活動により、正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力いただくなど、税務行政に格別なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染者が急増し、様々な行事の開催が見送られましたが、本年は、コロナと共存しつつ、経済活動の回復を図り、人々の笑顔があふれる一年となることを願っております。

間もなく令和3年分の確定申告の時期を迎えます。確定申告相談会場における「青色コーナー」への従事及び更なるスマートフォン申告の利用促進など、より一層のお力添えをお願い申し上げます。

新年が、みどり青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄の年になりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年号のトピックは…

確定申告に向けた
ご案内が盛りだくさん!

- 確定申告期間の事務局の対応、当日持参するもの
- 決算書作成で注意したいチェックポイント
- 会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆様へ



令和3年分確定申告期間の事務局の対応(完全予約制度)について

● 相談日程表・提出期限

- 所得税確定申告相談会 提出期限: 令和4年3月15日(火)
- 消費税確定申告相談会 提出期限: 令和4年3月31日(木)

所得税、消費税ともに
提出期限(最終日)の受付は午前中まで

令和4年1月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 業務開始	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21 所得税 予約相談開始	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2			
日	月	火	水
		1	2
6	7	8	9
13	14	15	16
20	21	22	23
27	28		

● 開始時間 (所得税)

- ① 9:00 ② 9:50 ③ 10:40 ④ 11:30 ⑤ 12:20
- ⑥ 13:10 ⑦ 14:00 ⑧ 14:50 ⑨ 15:40 ⑩ 16:35 ※電話受付のみ

※受付において、検温を行いますので、5~10分前にご来所ください。(朝の開門は10分前)
 ※④~⑥は交代制による昼休みのため、⑩は通常の営業時間外にかかるため、予約枠数が少なくなります。
 ※スペースの都合上、待合席は少数となります。

ご相談時間は、おひとりさま 最大 45 分間となります。

● 予約受付・変更

① WEB(PC、スマホ、タブレット)、来所

当会ホームページに予約サイトを公開中

※**受付**: 前日の正午まで **変更・キャンセル**: 原則予約日の2営業日前まで
それ以降はお電話にて承ります。



② 電話

※繋がらない場合には恐れ入りますが時間または日にちをおいてから再度お掛け直してください。

予約受付・変更専用電話

※平日 午前9時~午後5時

050-3719-5607 または 080-9566-8518

→メモ

(予約の際にご記入ください)

予約日	時間
月 日()	時 分~



(一社)みどり青色申告会

045- 989 -5011

予約 TEL 050-3719-5607

080-9566-8518

平日 午前9時～午後5時

月	木	金	土
	3	4	5
	10	11	12 午前のみ
	17	18	19 午前のみ
	24	25	26 午前のみ

3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4 代理送信 受付終了※	5 午前のみ
6	7 有料1回 2,000円	8	9	10	11	12
13	14	15 所得税最終 午前のみ	16 特別休暇	17 消費税 予約相談開始	18	19
20	21	22	23	24	25	26 午前のみ
27	28	29	30	31 消費税最終 午前のみ	※当会が推薦する税理士へ e-Tax 送信を依頼する最終日	

● ご予約に際しての注意事項

- ご相談は、おひとりさま 所得税・消費税それぞれ1回までとなります。**
複数回のご相談は、有料です

予約をしていたにも関わらず来所がない場合、当日に忘れ物や不備などで終了しなかった場合、提出後に誤りを発見した場合(訂正申告)により複数回のご相談となった際には別途料金を頂戴致します。

有料!

所得税申告 3回目以降 2,000円

消費税申告 2回目以降 2,000円

※令和3年12月以降の入会者は、別途ご案内のとおり。
- 所得税確定申告期限間際のご相談は、有料です。**

有料!

3月7日(月)～15日(火)の相談は、1回 2,000円を承ります。
- 準会員(ご家族等)のご相談がある方**

準会員はご予約いただけないため、正会員のご相談を含め45分間となります。(超過の場合には別途ご案内)
- 消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も別途ご予約ください。**

3月17日(木)～31日(木)の期間でご予約下さい。(ご相談時間:簡易課税 30分間、一般課税 50分間)
 ※軽減税率制度により集計が複雑化しているため、所得税確定申告相談と同時に承ることはできません。
- 変更、キャンセルは必ずご連絡ください。**(原則、予約日の2営業日前まで)
- 担当者の指名には応じかねます。**
- 感染クラスター防止のため、ご来所の際は必要最小限の人数でお願い致します。**
- 遅刻や、忘れ物にご注意ください。**

遅刻(駐車場の混雑等により予約時間に遅れた場合含む)、忘れ物(USBにデータが入っていない場合を含む)があっても時間の延長はできかねます。(終了時間は当初の予定通り)
 ※到着時間によっては、予約時間を無効とさせていただきます場合がございます。



令和3年分確定申告の際に持参するもの

チェック欄	区分	提出	名称	内容	
<input type="checkbox"/>	決算		通帳・借入金残高	日々の実際有高と帳簿残高の金額を合わせて下さい。	
<input type="checkbox"/>			月別総括集計表 合計残高試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい。	
<input type="checkbox"/>			令和3年末棚卸明細	年末に商品等の在庫がある方は棚卸しを行い、期末在庫の明細書を作成のうえ、金額を合計して下さい。	
<input type="checkbox"/>	消費税	○	令和3年分の決算書	控用決算書に月別の売上、必要経費の科目ごとの合計額を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。	
<input type="checkbox"/>		○	令和3年分の確定申告書	下書き用申告書(手引きの最終ページ)の分かる箇所を記入して下さい。 注意：前年e-Taxで送信した方、送付不要とされた方には届きません。	
<input type="checkbox"/>	所得税の確定申告		確定申告のお知らせハガキ 又は納付書同封お知らせ通知書	令和4年1月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。 ※税務署から送付された書類は全てお持ちください。	
<input type="checkbox"/>			源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	給与・報酬支払い元の会社より送付されます。 公的年金額改定通知書ではございません。 年金は令和4年1月末頃に日本年金機構より、個人年金は生命保険会社等より送付されます。	
<input type="checkbox"/>		○	医療費の明細書又は通知書	令和2年分より領収書の提出に代えて専用の明細書に記入し添付することが必須となりました。明細書は「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計し記入できます。	
<input type="checkbox"/>			国民健康保険	令和4年1月末頃に区役所よりハガキが送付されます。(令和3年中に支払った保険料が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。)	
<input type="checkbox"/>		○	国民年金(年金基金) 保険料控除証明書	令和3年11月上旬に日本年金機構より送付されます。添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。	
<input type="checkbox"/>		○	小規模企業共済支払証明書	中小企業基盤整備機構より令和3年12月初旬にハガキが送付されます。	
<input type="checkbox"/>		○	生命・地震保険料控除証明書	保険会社より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			配偶者の所得確認書類の写し	配偶者特別控除の適用がある場合には、配偶者の源泉徴収票等の書類をご持参下さい。 注意：高額所得者を除き、38万満額控除の要件が緩和されました。	
<input type="checkbox"/>		○	その他必要な物(証明書など)	寄附金控除証明書 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など	
<input type="checkbox"/>		署名		マイナンバーカード	e-Taxで申告をする方(代理送信する方は除く) 注意：電子証明書の有効期限(5年間)をご確認ください。
<input type="checkbox"/>				暗証番号(パスワード)・利用者 識別番号等を控えた用紙	e-Taxで申告をする方 注意：マイナンバーカードの利用には、数字4桁とアルファベット+数字の2種類のパスワードが必要です。自己管理の方、更新の際にパスワードを変更した方は、忘れずにお持ちください。
<input type="checkbox"/>	消費税の確定申告	納税	納付書(所得税・消費税)	所得税・消費税の振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます。	
<input type="checkbox"/>			還付先口座	所得税・消費税が還付となる場合には、還付先の口座がわかるもの(屋号のない、申告者ご本人名義の口座に限ります)	
<input type="checkbox"/>	その他		前年分、前々年分の申告書、 決算書	確定申告書(控)・決算書(控)	
<input type="checkbox"/>			決算までの自己チェック表	本紙P5,6「決算書作成で注意したいチェックポイント!」をご確認ください。	
<input type="checkbox"/>			帳簿類	ブルーリターンAをご利用の方は、令和3年12月末まで入力済のデータ(USBメモリ等)	
<input type="checkbox"/>			車両などの売買契約書等	令和3年中に車など資産の購入、買換えがあった場合	

今後マイナンバーカードを取得する方へ
～確定申告、支援金、マイナポイントでの利用に向けて～

カードの利用にはパスワードが必要です。当日は忘れずにご持参ください。
(①数字4桁のもの ②アルファベット+数字6～16桁のもの 2つが必要です。)



決算書作成で注意したい

チェックポイント!

✓ チェックして申告
当日に持参しよう!

事業所得編



チェック	売上 (収入) 金額
	<ul style="list-style-type: none"> ●未収入の売上 (売掛) の計上漏れはありませんか? ➔実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。
	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事 (事業) 消費を計上していますか? ➔仕入れた商品・材料を家事 (事業) で消費したときには売上金額 (自家消費) に加算します。(通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い額)
	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか? ➔所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ関連の給付金はございませんか? ➔持続化給付金、家賃支援給付金、感染拡大防止協力金、一時 (月次) 支援金、雇用調整助成金などは雑収入となります。※消費税の課税対象とはなりません。

チェック	仕入金額
	<ul style="list-style-type: none"> ●未払いの仕入 (買掛) の計上漏れはありませんか? ➔売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●年末の棚卸は行いましたか? ➔年末に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。 数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ●家事上の費用 (所得税、住民税、健康保険料、罰金など) を経費にしていませんか? ➔必要経費になりません。 ただし、税金のうち、個人事業税や消費税 (税込経理の場合) は経費となります。
	<ul style="list-style-type: none"> ●家事関連費 (水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等) が全額経費になっていませんか? ➔全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●車などのローンの返済額が計上されていませんか? ➔元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ●減価償却の計算は正しくされていますか? ➔10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ●専従者給与は適正ですか? ➔専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。

決算相談会実施中! 令和4年1月20日(木)まで 土日祝日、年始(~1月3日)を除く

- 決算整理の帳簿上の処理 確定申告期間中の記帳(入力)相談はお受けしていません。
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い 確定申告前の最後の相談期間です。
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認 など

相談
時間

午前: 9時、10時、11時~
午後: 1時、2時、3時~

予約 TEL

050-3719-5607

予約サイト

<https://midori-airo.revn.jp/>



✓ チェックして申告当日に持参しよう!

不動産所得編



チェック	賃貸料
	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約等で年内に受け取ることにしている未収家賃の計上漏れはありませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 実際に代金を受け取っていなくても、その年の賃貸料に計上します。 ➔ 但し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う賃料の減額、免除を行った場合、借主と覚書を取り交わしているなど確認が出来るときは、賃貸料に計上しないこととなります。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 預り敷金のうち、入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 収入金額のうち、その他収入に計上します。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。売電収入があった場合も収入に計上します。(貸付部分以外は申告書の雑所得へ計上)

チェック	必要経費
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。詳細は事務局までご相談ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災（地震）保険料のうち保険期間10年（5年）などの、保険料はありませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 保険期間が1年契約でないものは、月割計算を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入金利子は適正ですか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 元本の返済額は経費にできません。貸付部分の利子のみ計上します。また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業的規模（5棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？ <ul style="list-style-type: none"> ➔ 他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。

記入漏れを防ぐため、前年分と見比べましょう。
当日は前年分、前々年分の決算書・申告書の控えもご持参ください。

土地活用をご検討中の会員さまへ

パナソニックの賃貸住宅 ユアメゾン

YOUR MAISON

色あせない“持続資産”という価値を、あなたに。

価値が続く理由①

洗練された外観を演出する耐久性の高いタイル外壁

価値が続く理由②

建物と入居者を守り抜く頑強な構造体

同封チラシで相続対策のポイントをチェック!

あなたの誇りを建てる。 Panasonic Homes

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

小規模企業共済制度

年金だけでは不十分で、不安がある。自分で積み増すには、どんなものがあるのかな…

共同経営者も加入できます!

- 1 加入し、掛金を毎月積み立てておけば…
- 2 将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。
- 3 現役引退後の安心した生活設計が図れます。

社会保険料控除	①					
小規模企業共済等掛金控除	②	3	6	0	0	0
生命保険料控除	③					

★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)
★60歳以上の経営者の方も加入できます。

会計ソフト「ブルーリターンA」をご利用の皆さまへ

☆ブルーリターンA 2022バージョンアップ版ソフトを必ずインストールしてください。

※バージョンアップを行うことで、データが消えることはありません。引き続き会計年2021の操作を行うことが出来ます。

※「インターネット環境でのご利用(推奨)」に設定された方は、インターネットを介した『自動ダウンロード方式』となります。(1月中旬頃公開)

※「インターネット未接続でのご利用」の方は、1月中旬～下旬頃CDが送付されます。(ソフトインストールのサポートは対応できかねます)

☆入力済データは必ずバックアップをしてUSBメモリ等でご持参ください。

※ご相談時はパソコンの持ち込みNG(コロナ対策としてアクリル板を挟んでの対応となるため)



ご相談にあたっての注意事項

先物取引、FX、土地・建物、暗号資産、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方は、申告会でご相談を承ることはできません。事務所にて事業所得、不動産所得などの青色申告決算書や確定申告書(第一表、二表)をご準備の上、A、Bのいずれかにてご相談ください。

A. 税務署へ相談

(税務署の確定申告会場の案内はP.8をご参照ください。)



詳しくはこちらのQRコードをご覧ください。



B. 税理士へ相談

(有料 申告会より会員の税理士をご紹介します。)



新型コロナウイルス感染症の拡大防止策



従来よりご案内の通り、当会では皆さまに安心してご利用いただけますよう、様々な防止策を講じております。

●感染症拡大予防の観点より、発熱など体調不良の場合には相談をお断りさせていただく場合がございます。ご来所の際には、マスクの着用、入室の際、消毒、検温、健康状態チェックの実施にご協力をお願いします。(従業員も同内容を実施しております)

また、同様の理由により、**お手洗いのご利用は一時中止とさせていただきます。**

●感染症拡大の状況、悪天候などのやむを得ない事情により急遽閉所せざるを得ない場合がございますので、あらかじめご了承ください。(最新の情報は、当会ホームページでご案内致します。)



予約制 4月以降の事務局への記帳相談予約について

●WEB(PC、スマホ、タブレット)

令和4年3月1日(火) 午前9時～

- ※4月以降は利用する日の2ヶ月前の日から予約できます。
- ※税理士による税務相談、不動産に関する相談(詳細はP.10)についてもWEB予約を開始します。
- ※ご予約には会員番号、パスワードが必要です。



↑スマホ
タブレットは
こちら

●電話・来所

令和4年3月17日(木) 午前9時～

※所得税の確定申告期間終了後より承ります。ご理解をお願い致します。

予約TEL:050-3719-5607
午前9時～午後5時

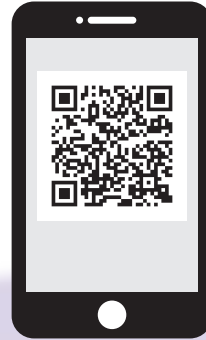
ご予約のうえ、
ご来所ください。



緑税務署から確定申告のお知らせ

※みどり青色申告会事務局の対応については P.2～3 をご覧ください。

スマホ で確定申告!!

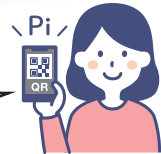


かざしてみてくださいね!



スマホカメラによる給与所得の源泉徴収票の自動読み取り機能が追加!

かざして入力
とっても便利!!



マイナンバーカードはお持ちですか?

まだお持ちでない方は、税務署でID・パスワードを取得してください。

●緑税務署の申告書作成会場

〔開設期間〕 **2月4日(金)～3月15日(火)**

〔時間〕 受付 **8:30～16:00**

相談 **9:15～**



入場整理券
事前発行はこちら

申告書作成会場(入場には、入場整理券が必要です。)は、3月になりますと**大変混雑**しますので**2月末まで**にお越しください。

緑税務署 〒225-8550 横浜市青葉区市ヶ尾町 22-3 ☎045(972)7771(代表)

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

詳しくは国税庁ホームページへアクセス⇒⇒⇒

確定申告

検索

Aflac アフラック

＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞
がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

お問い合わせはこちらから! →

0120-788-766



〒226-0011 横浜市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
URL <https://mypace.co.jp/> E-mail sales@mypace.co.jp

(一社)みどり青色申告会の

新たな手続きは不要!

葬儀支援サービス



制度運営 株式会社全国儀式サービス

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目やサービスを「基本セット」(首都圏平均50万円)として**26.4万円(税込)**でご利用になれます。※2018年7月からご利用料金が変わりました。

24時間365日、お電話1本で全国のご葬儀を手配

事前のご相談も承ります。



0120-421-493

この制度は、事前にお電話いただかないとご利用になれません。

令和3年度 納税表彰受彰報告

令和3年11月15日 緑税務署

【緑税務署長表彰】

河合 恵子 氏(理事) 小林 覚 氏(理事)

【緑税務署感謝状贈呈】

佐々木 愼 氏(理事) 奥富 豊 氏(理事)



令和3年12月6日 緑区役所

【緑区納税奨励表彰】

津本 晃 氏(理事)

青色申告制度施行・青色申告会結成70周年記念表彰

(対象：役職員)

令和3年11月22日 スプラス青葉台

【特別表彰状(30年以上)】

平野 稔 氏(会長) 戸澤 明 氏(理事)
中畑 龍二 氏(相談役)

【表彰状(20年以上)】

手倉森忠行 氏(理事) 酒井 久雄 氏(理事)
饗場 文好 氏(相談役) 大山 忠男 氏(相談役)
上海道竹重 氏(監事) 永寫 尚暁 氏(事務局長)

【感謝状(10年以上)】

山本 茂 氏(監事) 磯貝 猛 氏(理事)
酒井みどり 氏(理事) 尾崎奈緒子 氏(事務局次長)



【みどり青色申告会 会長表彰】

才野 知裕 氏(理事) 田中 宏佳 氏(理事)

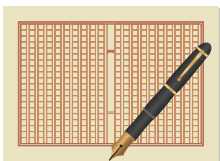


中学生の「税についての作文」

(一社)みどり青色申告会 会長賞

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、緑税務署管内の中学校から多数の応募がありました。

当会からは、12月17日横浜市立義務教育学校 霧が丘学園 中学部 蛭田柚菜 さんの作文『豊かな社会を創るために』を表彰致しました。おめでとうございます。



租税教室を開催!

奈良の丘小学校 6年生(12月3日(金))

小学生に税の大切さについてしっかり考えてもらうため、例年、青年部員が講師のもとで租税教室を開催しています。

世界の消費税率やその他の様々な税金の種類とその使いみち、納め方などを勉強し、生徒たちに税のしくみについて学んでもらっています。

青年部では地域の小学生へ向けた租税教育のほかにも、様々な活動を行っています。 **部員募集中!**



会員の お店紹介

随時募集しておりますので事務局までご連絡下さい(初回無料)

野菜たっぷりの手作りイタリアンが楽しめるお店です。緑区役所前で15年、地域の人たちに愛されてきたお店です。
[中山駅南口より徒歩3分]

Trattoria DOLCE (トラットリア ドルチェ)
住所：横浜市緑区台村町317-1 緑センタービル106
TEL：045-933-2217
営業時間：11時半～14時半(LO14時)
18時～22時(LO21時)※木曜日ランチ営業のみ
定休日：月曜日
駐車場：あり(中山第2駐車場1時間無料券お渡し)

“移動花屋”
飲食とわず様々な店舗様の軒先で季節のお花の販売、またその空間を花で演出しております。(コラボ店舗募集しております。詳しくはホームページへ)

植物屋takka
アドレス：syokubutuya.takka@gmail.com
Instagram(①花のアカウント)：takka_flowers
Instagram(②多肉植物のアカウント)：takka_botanical
DMからでもオーダー承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

ホームページ Instagram

会員特典

専門家による無料個別相談会

※お申し込み、お問い合わせは事務局(TEL:989-5011)まで。

税理士による税務相談

4月以降の日程はWEB予約可

会場 青色申告会事務所

完全予約制

4月18日(月)、5月11日(水)、6月17日(金)、7月19日(火)、8月18日(木)、9月12日(月)

※9:30～12:30 相談時間:50分

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

※ご予約は日程の1ヶ月前より承ります。

弁護士相談

随時お申込制

相談時間:30分

当会顧問弁護士であり青年部員でもある波戸岡光太弁護士をご紹介します。

ご相談は取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係など、幅広く承ります。(初回無料)

※相談は事務局へお申し込みいただけます。その後、日時や場所の詳細を相談員と直接調整していただけます。

※相続税など税金のご相談は、税務相談会をご利用ください。



不動産に関する相談

4月以降の日程はWEB予約可

会場 青色申告会事務所

青色家づくりサポート(パナソニックホームズ)



自宅、事業所、賃貸物件すべてOK!

不動産管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどのご相談

下記日程以外も随時受付中

予約制

ご相談ください

4月14日(木)、5月10日(火)、6月16日(木) 14:00～、15:00～ 相談時間:60分

空室、建物改善、滞納等の賃貸経営における問題から、相続、土地活用などのご相談

随時お申込制

相談時間:50分

協力:株式会社 市萬

社会保険労務士相談

随時お申込制

相談時間:30分

当会青年部員でもある小林信宏社会保険労務士をご紹介します。ご相談は労働契約や労務関係のご相談、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。(初回無料)

※相談は事務局へお申し込みいただけます。その後、日時や場所の詳細を相談員と直接調整していただけます。

※源泉所得税など税金のご相談は、税務相談会をご利用ください。



ホームページ・SNS活用、改善電話相談

随時お申込制

相談時間:30分

ホームページコンサルタント永友一朗氏をご紹介します。ホームページの立ち上げやリニューアル、SNSの選定や表現、様々承ります。(初回無料)

※お申し込みは事務局まで。(その後、相談員よりご連絡致します。)



ご報告

◎令和3年度 第4回理事会

日時:令和3年11月22日(月)午後6時30分～

場所:スプラス青葉台(青葉台郵便局2階)

イベントスペース

出席者:理事21名、監事2名

議題:

- 報告事項 1:職務の執行状況報告
- 2:キャッシュレス決済導入の進捗状況
- 3:東北復興支援について
- 4:確定申告時期の予約制度について
- 5:会報郵送方法の変更について
- 6:ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項(継続)

審議事項

- 1:令和3年度中間収支報告・監査報告
- 2:定期預金の組み換えの再提案について
- 3:規約特別委員会の設置について
- 4:次回(令和4年2月)理事会の開催方式について

その他

審議事項は採決により全て承認されました。

車で事務所に来所される方へ

当会の駐車場は、高架下の6台のみです。

近隣からの苦情がでております。

絶対に路上駐車しないでください



今後の予定

令和4年

- 1月 3日(月) 迄 年始休暇のため、事務所閉所
- 8日(土) 土曜日開所日
- 13日(木) 午後 職員研修の為、事務所閉所
- 20日(木) 源泉所得税納付の期限(7～12月分) ※納期の特例適用者
- 31日(月) 給与支払報告書提出締切
- 3月 15日(火) 所得税の確定申告提出、納付期限
- 16日(水) 特別休暇の為、事務所閉所
- 31日(木) 消費税の確定申告提出、納付期限
- 4月 21日(木) 所得税の確定申告提出、納付期限
- 26日(火) 消費税口座振替日(振替納税の方) 及び 当年会費引落日

編・集・後・記

我慢してTELEWORKでこの1年半を乗り切れたかに見えますが、久しぶりの「生」の会合でほっとする今日この頃です。日本の強みの、空気を読むとか阿吽の呼吸で綾を共有することが如何に大切かをコロナから教わりました。論理的には便利なICTやDigital化の限度を知りつつ、令和4年は日本らしさを生かした「和」の活動で青申を活性化しましょう。

担当副会長 浮穴 浩二